

## 川口市教育委員会交際費の執行基準

### 1 交際費の意義

交際費は、行政執行のため、教育委員会を代表して外部と公の交渉をするために要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限にとどめるべきものである。

### 2 交際費の種類

交際費は、教育委員会交際費と教育長交際費とする。

### 3 交際費の種別、限度額

交際費を支出する種別、支出範囲及び支出限度額は、別表のとおりとする。

### 4 執行に当たっての判断基準

(1) 教育委員会を代表する職としての執行であること。

公私の区分を厳格にし、個人としての支出と考えられるものは除く。

(2) 対外的折衝のための使用であること

ア 行政運営上、協力関係や支援関係にある個人または団体との関係を維持する上で必要がある場合

イ 現に、行政運営上、密接な関係にある個人又は団体に対し、儀礼を尽くす必要がある場合

ウ 行政運営について助言や支援、協力、指導等を期待できる者に、行政に対する理解を深め、又は人間関係を深める上で必要がある場合

(3) 社会通念に照らして、儀礼的な範囲の支出であること。

#### 別 表

種 別	支 出 内 容	支出限度額
1 会 費	構成員として支出する年会費、 会合への参加費	実 費
2 祝 金	各種総会、大会、祝賀会、式典、祝品	1万円
	結婚式	2万円
3 弔慰金	香典、供物、花輪、	1件2万円+税（別途基準有）
4 見舞金	病気、災害、事故等	1万円
5 餞別金	餞別、激励金等	2万円
6 渉外費	外部との交渉に要する経費	1人あたり1万円
7 その他	贈答品、記念品、広告代等	1万円
	協賛金等	2万円
	その他教育委員会が特に必要と 認めたもの	社会通念上妥当な範囲

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年10月16日から実施する。

# 川口市教育委員会弔意表明等の基準

## 1 川口市立学校（園）関係

該 当 者	本人死亡	配 偶 者	(実) 父母・子
① 校 長	花環と茶盛	花 環	花 環
② 教 頭	花 環	弔 電	弔 電
③その他一般教員等	花 環		
④ 退職校長	花 環		

\*同居義父母は、実父母として扱う。

\*③の一般教員等で非常勤職員は該当しない。

\*花環及び茶盛は、それぞれ1万円+消費税相当の額とする。

ただし、風習等で供物を受け取らない場合は生花を実費で支出する。

\*教育長が参列する場合は、香典5,000円を持参する。

## 2 児童・生徒 5,000円

\*ただし、授業中及び市教委主催の行事等による事故の場合は事情により倍額とする。

## 3 特別職（条例に定められた各種委員）

- ①教育委員 其の都度定める
- ②社会教育委員 5,000円
- ③スポーツ振興審議会委員 5,000円
- ④その他の委員 5,000円

## 4 その他

\*対外的な者については、支出限度額20,000円+税額の範囲内で、其の都度定める。

### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

### 附 則

この基準は、平成28年10月16日から実施する。